

第 13 回  
横須賀市景観審議会

議事録

横須賀市都市部景観推進課

## 第13回 横須賀市景観審議会

1 日 時 平成22年1月18日(月) 14:00 から 16:05 まで

2 場 所 横須賀市役所1号館 3階 特別会議室

### 3 議 案

(1) 横須賀市みどりの基本計画見直し素案について(報告)

(2) 景観重要建造物の指定について(審議)

(3) 景観重要樹木の指定について(審議)

### 4 出席者

#### 委員

- ・ 曾根 幸一 委員長
- ・ 赤星 友香 委員
- ・ 国吉 直行 委員
- ・ 小林 正美 委員
- ・ 田口 敦子 委員
- ・ 田中 忠夫 委員
- ・ 富澤 喜美枝 委員
- ・ 前田 幸永 委員
- ・ 吉田 慎悟 委員

#### 事務局職員

- ・ 景観推進課長 平井 毅
- ・ 景観推進課主査 桑島 正明
- ・ 景観推進課主任 近藤 明
- ・ 景観推進課主任 佐藤 宗則

#### ・ 環境部

- 自然環境政策課主査 小濱 英夫
- 自然環境政策課主任 村田 充郎

5 傍聴人 なし

6 議事要旨 次のとおり

○事務局 平井課長  
平井課長挨拶。

○事務局（桑島主査）

委員 9 名中、本日の出席委員が 8 名であり、横須賀市景観審議会規則第 3 条第 2 項の規定により、審議会が成立している旨報告された。（※赤星委員が途中参加に付き、最終参加委員数は 9 名となった。）

議事は公開とする。

配布資料を確認。

（事前送付資料）

資料 1 : 横須賀市みどりの基本計画見直し素案について

資料 2 : 景観重要構造物の指定について

資料 3 : 景観重要樹木の指定について

（当日配布資料）

- ・ 横須賀市景観計画パンフレット（平成 21 年度版）
- ・ 国際海の手文化都市よこすか景観賞、応募用紙
- ・ 第 3 回「国際海の手文化都市よこすか景観賞」受賞景観、報道発表資料

本日の議事進行は、曾根委員長に進行をお願いします。

○曾根委員長

それでは、第 13 回横須賀市景観審議会を開催します。

次第に沿って議事を進めてまいります。

運営要領に基づいて、本日の議事録の署名委員に「国吉委員」と「小林委員」を指名し、異議なく了承された。

議事（1）「横須賀市みどりの基本計画見直し素案について」事務局より報告してください。

○ 環境部自然環境政策課 小濱主査

みどりの基本計画見直しについては昨年度、当審議会において見直しと方向性を報告しておりますが、本日はその後の計画素案の概要についてご説明いたします。

尚、計画については組織改正により、今年度から所管が土木みどり部から環境部に変わりましたことをご報告いたします。

資料説明は自然環境政策課 村田より行います。

○自然環境政策課 村田主任

資料（１）「横須賀市みどりの基本計画見直し素案について」に基づいて報告。

平成９年に「横須賀市 緑の基本計画」を策定し計画目標年度を平成２７年度としていたが、社会情勢の変化に伴い、時代に即すように計画の見直しを行ったことについて報告した。

○曾根委員長

ただいまの事務局の報告に対し、ご意見、ご質問があればご発言ください。

○曾根委員長

緑被率（植物で覆われた土地の面積）は指定しているのですが、公有地だけではなく民有地にかかるところもあると思います。例えば突如ホテルを建てたいなどという場合、制度上の禁止は行っているのですか？

○自然環境政策課 村田主任

土地利用行為の制限については、みどりとして大事なものを守ろうとする法で例えば、首都圏近郊緑地保全法に基づき、現在、横須賀市では近郊緑地特別保全地区を２ヶ所指定しており、今後、更に拡大しようと今回計画に位置づけています。しかし対象は市街化調整区域がほとんどで、市街化区域は土地利用行為の制限を伴う法規定を定めてはけません。しかし民有地の支援という形で市街化区域内のみどりを守っていくという考え方は今回計画に入れてあります。

○ 国吉委員

民有地の支援は何年間か担保という形でしょうか？

○自然環境政策課 村田主任

現在、支援されたものは担保なしの制度が運用されています。しかし今後は、例えば５～１０年間手を加えなければ援助し、手を加えた場合は利子をつけて返還していただく等の制度に変えていくことなどを検討していきたいと思っています。横浜市では２年前から施行しています。

○富澤委員

谷戸の空家対策を将来的なみどりとして検討されていることは評価できます。

オープンスペースとは一体どこをイメージしているのでしょうか？

○自然環境政策課 村田主任

オープンスペースの定義は民有地であろうと公有地であろうと一定の広がりをもって閉鎖されていない所としています。例えみどりが無くてもオープンスペースとしています。

また市街地の斜面緑地もオープンスペースに含んでいます。

○曾根委員長

谷戸は空家を撤去した後民有地になるのでしょうか、例えば助成はするのでしょうか？

○自然環境政策課 村田主任

谷戸のみどりの再生については長期的政策で考えております。調査結果で本市内では空家が増加してきており、何らかの方法をとらないと空家のまま残ってしまいます。しかし空家を公有地化とするのか、支援して一定期間、地域の防災時一時避難場所とするのか又撤去費用を援助するのか等、これらはまだ具体的ではありません。先のことで長期目標になります。そのときにみどりとして復元しようということを大前提としたのが今回の計画です。またみどりの基本計画と並行して都市部で行っている都市マスタープランの見直し計画があります。この中には拠点ネットワーク型都市づくりとして谷戸の方々に駅周辺等の拠点に移住していただくことを計画したものがあり、同様に長期的計画となっております。

○小林委員

具体的な施策では担当部局がまたがっています。庁内の調整はどうするのですか。また所管は環境部ですか？

○自然環境政策課 村田主任

次の計画を作るときには、諮問機関となる環境審議会を設けました。又市長が座長になり、副市長から各部局長が参加する組織、環境総合政策会議を設けました。そこでみどりと環境について総合的な調整と方向性を出していきます。又所管は環境部です。

○曾根委員長

他に意見が無いようなので、議事（２）「景観重要建造物の指定について」に入ります。事務局より説明してください。

○事務局（桑島主査）

資料（２）「景観重要建造物の指定について」説明。

地域の景観上重要な建造物について、地域の景観づくりの核として、その維持、保全及

び継承を図ることを目的とした景観法に定める制度であり、来年度以降施行していきたいと考えている。

○曾根委員長

ただいまの事務局の説明に対し、ご意見、ご質問があればご発言ください。

○富澤委員

市所有の重要建造物で過去にどういった物が取り壊されたのか、事例を説明して下さい。

○事務局（平井課長）

旧別荘を寄付していただき、市の厚生施設としていた長井の荒崎寮が、資金的に維持管理できなくなったため解体されました。

横須賀の古い木造建造物が無意識に取り壊されると地域景観が激変してしまいます。それを保護するきっかけの1つです。

○曾根委員長

全国に起きている現状ではないかと思いますが、そのまま保存していくのは利用している方々のこともあり難しいと思います。面影を上手に残しながら再利用する等考えていかないと、残っていかないのではないのでしょうか。又学校以外にも市内には仏閣、寺などがあると思いますが、これから調査するのですか？

○事務局（平井課長）

はい。市の公共施設で市民の皆様が大切に思っているものとして、公共施設をまず指定し、制度を周知することを第一目標にしています。今後は市民から近所の歴史ある建造物等の推薦がいただけるように制度を活用していきたいと思います。

○国吉委員

横須賀なりの大事にすべき景観づくりがどういったものか、全体としての横須賀像があった方が良いでしょう。横須賀らしさを大事にして将来の景観に生かしていく、公共の建造物だけでなく民間の建造物でもいくつか評価づけし、横須賀らしい魅力的な景観資産として育てていってはどうか。

持ち主の使い勝手が良いように、例えば外部だけ構造を残す等、検討してみてもいいでしょうか又横須賀なりの文化や建造物にこだわりを持つ人達が、どこまでこだわるのかを議論した方が良いでしょう。

横浜市では歴史的景観として外観だけでも保存しようと認定歴史建造物の指定を始め、建造物の一斉調査を行い、資料をまとめました。持ち主には「専門家の評判が高い」と伝

えて認識をしていただいています。

いきなり建造物を指定するのではなく、重視しているのはこういう傾向である等、全体的なイメージや理念を見せることが大事だと思います。

○曾根委員長

建造物の面影を上手に残す方法はいくらでもあると思います。市民が望む再生利用の検討等、専門家も交えて検討してほしい。

○富澤委員

建物がどうして愛されるかは、その地域の歴史が語られるからだと思います。

建物にある一つ一つの横須賀に対する想いが積み重なって横須賀の魅力が出てくるのではないのでしょうか。

○曾根委員長

物を残すには、形だけでは無くその地域の持つそこにまつわる意味も残さないとしたことにはならないのではないのでしょうか。

歴史的価値のある公共施設を率先して取り壊してはならない。

○国吉委員

建物をどういう人達がどういう趣旨で使用していたのか、建物や地域の歴史やエピソードなどが現代の人々に伝わるように継承してほしい。

○曾根委員長

重要建造物のマップを作成してみてもどうでしょうか。

○田口委員

景観は長いスパンで考えていくものであり、指定に合わせることなく、指定する以前にどこに何があるのかといった仕組み作りの方が先決ではないのでしょうか。

○事務局（平井課長）

建造物指定に向けて、市民の意見をいただいた中で指定していくという流れづくりを来年度行っていきたくと思っています。またマップづくりは必要であると実感しましたので具体的に何を調べて調査していくか又どういう形で市民の協力を得られるかをもう少し示した上で指定に向けては進みたいと思います。横須賀では比較的欠落している歴史ある物の保存・活用が充実できればと思います。

○曾根委員長

他に意見が無ければ、議事（３）「景観重要樹木の指定について」に入ります。事務局より説明をしてください。

○事務局（桑島主査）

資料（３）「景観重要樹木の指定について」説明。

今年度５月、景観重要樹木として学校の樹木４ヶ所７本を指定した。

今後順次、候補に挙げられた残り２２ヶ所について指定していきたい。

○曾根委員長

事務局の説明に対し、ご意見、ご質問があればご発言ください。

○曾根委員長

景観重要樹木の指定については、全２２ヶ所の候補のうち、来年度６ヶ所に限定されているのはどうしてですか。又樹木は学校だけでなく、民間の樹木を指定しても良いのではないか。

○事務局（桑島主査）

景観重要樹木の指定は、３～４年位かけて徐々に行っていく予定です。

１回で指定してしまうよりも何回かに分けて指定していく方が、その都度広報に記載されたりパンフレットが発行されたりして、啓発に効果的と思われます。

また学校の指定が優先というわけではなく、啓発によって民間にも話が広まり、指定の提案があれば検討し随時指定していくつもりです。

○曾根委員長

樹木についても建造物と同様に形が良いだけでなく物語や意味があると思います。配慮していただきたい。

○吉田委員

指定するときには、周辺の景観も考慮する等の基準を設け、景観に誇りを持つような仕組みを考えてもよいのではないのでしょうか。

○田中委員

樹木名はカタカナではなく、イメージを伝えるために漢字で書いて、読みがなを振るほうが良いのではないのでしょうか。

○事務局（平井課長）

イメージは景観には大事だと思います。標記のルールがなく、漢字で標記できるものについては検討していきたいと思います。

○富澤委員

資料の中で（景観重要樹木として前回指定された学校の樹木4ヶ所について）横須賀らしい特徴があるとなっておりますが、樹木のこういったところを指すのですか？

○事務局（平井課長）

横須賀の学校は昔の軍の施設をそのまま使用したりしていることから、そういう点での横須賀らしさということが考えられます。景観重要樹木の指定の方針については、1つは由緒由来があり、健全で樹形等が美観上優れているもの、もう1つは市民に親しまれていて、周辺景観の核となっているものとしております。

○小林委員

景観は単体ではないと思います。周辺を含めた全体が醸し出す景観とした方が良い。樹木だけで終わりではなく、樹木と建物が調和している等、複合的景観が大事です。

○曾根委員長

小林委員の意見を一行くらい付け加えてみてはどうでしょうか。

○吉田委員

重要樹木もリストを作ってはいかがですか。

○富澤委員

予算が無くても協力してくれる人達がいると思うので、お願いしてみてもどうでしょうか。

○曾根委員長

リストの作成については、NPO等にお問い合わせするか、やり方を聞いてみたりして、慌てずに何ヶ月か掛けても作ってみてはどうでしょうか。

○曾根委員長

他に意見が無いようですが、当景観審議会では提案のあった6ヶ所49本の樹木を景観重要樹木として指定することに異議無しとしてよろしいか。

○委員全員  
異議無し。

事務局（桑島主査）より第3回国際海の手文化都市よこすか景観賞の結果（景観デザイン部門入賞7点、景観づくり活動部門入賞3点）及び H22. 2. 7（日）に開催される都市景観フォーラムの内容説明。

○曾根委員長  
本日の審議会はこれで終了する。

議事録署名委員

---

議事録署名委員

---